

岡山パブリック通信

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

平成24年5月14日発行 第5号

◆◆特集◆◆

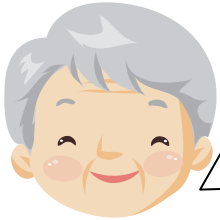
福祉の現場で活用！ 各種法的手続きを知ろう2

「利用者の方の必要な支払いができない！ どうしたらいいの？」第2回

今回は、前回ご紹介させていただいた制度のうち、**日常生活自立支援事業**と**成年後見制度**の紹介をさせていただきます。

どちらの制度も、ご高齢であったり障がいを持たれたりすることにより、金銭管理等に不安がある方を支援するための制度です。

日常生活自立支援事業は社会福祉協議会の事業で、ご本人と社会福祉協議会との契約により、社会福祉協議会が通帳や印鑑など重要な物を預かったり、年金等の受領、日常生活に必要な支払などをご本人にかわって行ったりする制度です。



自分ではちょっと難しい金銭管理も、安心して任せられる方法があるのね。

この制度は、基本的には社会福祉協議会との契約をすればよいだけなので、成年後見制度に比べて、裁判所に対する申立などの必要がありませんので、利用しやすく大変使い勝手のよい制度です。

しかし、この制度でできることには一定の限界があります。たとえば、社会福祉協議会との契約で行うものですので、ご本人の判断能力が著しく低下し、契約の締結が行えないときはこの制度を利用できませんし、重要な法律行為（不動産の処分、遺産分割など）を代わりに行ってもらうことはできません。また、基本的に在宅の方を対象としている制度なので、ご本人が施設入所されると利用が難しくなる場合もあります。

そこで、そのような場合などに利用できるのが**成年後見制度**です。成年後見制度は、**裁判所の手続**により成年後見人を選任し（ご親族が行う場合もあれば、弁護士等の専門職が行う場合もあります）、その成年後見人がご本人に代わって財産管理や入所施設との契約等の法律行為を行う制度です。

ご本人の判断能力低下の程度が大きい順に、**後見**、**保佐**、**補助**の3類型があり、前者の方が成年後見人がご本人に代わってできる範囲が大きくなります。

この制度を使えば、先に挙げましたご本人の判断能力の低下が著しい場合や、重要な法律行為をしなくてはならないときでも成年後見人がご本人を支援することができます。

また、この制度の特長は、**ご本人がなした契約を成年後見人が取り消すことができる**ようになるという点にもあります。たとえば、ご本人が訪問販売の被害に遭われてしまったり、計画せずに借金をしてしまった場合にも、成年後見人は当該契約を取り消すことができます。

ただし、後見は裁判所の手続ですので、選任されると、勝手にやめさせたりはできないこと、また後見人には裁判所への報告義務があるので、財産関係は明確にしておく必要があることなど、特徴があります。

岡山パブリック法律事務所では、成年後見の裁判所の申立を代わりに行ったり、また法律事務所自身が成年後見人となったりしています。

とりわけ、成年後見人となった場合には、当事務所には弁護士だけではなく社会福祉士も所属しておりますので、法律専門家と福祉職が協力して、適切なサービスを提供させていただきます。



お電話は左のとおり！ 病院・施設への出張相談も承っています。お気軽にお尋ね下さい。

弁護士法人
岡山パブリック法律事務所

【春日町本部】

岡山市北区春日町5番6号
岡山市勤労者福祉センター2階

予約電話番号
086-231-1141

【岡山大学内支所】

岡山市北区津島中3丁目1番1号

予約電話番号
086-898-1123

【津山支所】

津山市京町73-2丹沢ビル2階

予約電話番号
0868-31-0035

【玉野支所】

玉野市築港1丁目17番5号
サニーセブンビル202号

予約電話番号
0863-33-6113

配信をご希望されない方は、
大変お手数ですが
086-803-3677まで
下欄チェックの上ご返信下さい。

配信停止希望

お名前

()